

公社分収林施業・管理委託業務仕様書（案）

1 森林整備等作業

保育間伐、利用間伐（切捨・公益・搬出）及び作業道開設等を下記に従い、適切に実施すること。

(1) 作業基準

各作業の実施回数及び実施林齢の目安は下表によるほか、公社が定める「第5期分収造林事業計画」における施業体系図のとおりとする。

ただし、林分を確認した上で作業が必要と判断される場合は、公社と協議の上実施することができる。

施業内容	保育間伐	利用間伐（切捨）	利用間伐（搬出）
実施回数	2回	1～2回	2回
実施林齢	1回目：15年生 2回目：25年生	36年生以上 必要に応じて	1回目：50年生 2回目：65年生
摘 要 (伐採率等)	スギ：30% ヒノキ：30・25% 定性間伐	スギ：30% ヒノキ：30% 定性間伐	スギ：30～35% ヒノキ：30～35% 定性又は列状間伐

(注) 公益的機能林における利用間伐（切捨）も同様の作業基準とする。

(2) 作業量

各事業年度の作業量については、次の事業計画及び予算等を勘案して決定する。

(単位：ha、m、m3)

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
保育間伐	127	99	79	59	9	373
保育間伐 (公益)						0
利用間伐 (切捨)	20	20	20	20	20	100
利用間伐 (公益)	40	40	40	40	40	200
利用間伐 (搬出)	147	161	178	196	215	897
作業道 開設	36,750	40,250	44,500	49,000	53,750	224,250
間伐材 等運搬	6,909	7,567	8,366	9,212	10,105	42,159

(3) 作業の仕様

- ① 造林補助金の活用に努めること。
- ② 各作業にあたっては、造林補助事業関係要領等を遵守して実施すること。
- ③ 委託区域以外で、隣接地等の土地の使用や支障木伐採の必要が生ずる場合には、必要な手続等を行うこと。

(4) 保育間伐

- ① 形質優良木の成長を維持するために、間伐対象木を定性的に選定するよう努めること。
- ② 主林木の生育に支障のある不要木竹は除去すること。
- ③ 間伐木は、原則林外に持ち出さないこと。

(5) 利用間伐

- ① 造材方法及び寸法は、市場等を勘案して有利販売となるよう心掛け、必要に応じて公社の指示を受けること。
- ② 高性能林業機械を活用し、生産性と安全性を高め、収益の確保を図ること。
- ③ 8 齢級以上の造林木で、利益の発生が難しいと判断されるときは、森林の公益的機能を高度に発揮することを目的とした施業実施に努めること。

(6) 作業道開設

- ① 利用間伐の実施と併せ、地形や土質等を考慮し、集材、集積、運搬に適した路線の選定を行うこと。
- ② 現場発生の伐根、枝条等を活用し、低コストかつ災害に強い路線づくりに努めること。
- ③ 利用されていない既設作業道を極力活用し、補修経費及び開設経費の節減に努めること。

(7) 間伐材等運搬

- ① 利用間伐事業地から最短距離の市場への運搬を基本とすること。
- ② 運搬は現場条件等を勘案し、極力積載量の大きいトラックを使用すること。
- ③ 利用間伐事業地外にあるヤード等の利用又は設置は、コスト比較の上、実施すること。

(8) 作業期間

契約に基づく森林整備等作業（関係書類整備を含む。）については、毎年度 2 月下旬を目途に終了するように努めること。

2 販売業務

(1) 伐採木の販売方法

- ① 利用間伐材等、利益を生む材については、市場販売を基本とすること。
- ② 全国的な木材市況や県内外の需要者の動向等の情報収集力を活かし、需要に即応した有利販売に努めること。
- ③ 利用間伐事業地の状況に応じ、直販との有効性の比較検討を行うこと。
- ④ バイオマス材の販売について、現地の状況等を十分考慮し実施すること。

(2) 販売に関する実績報告等

- ① 間伐材等を販売したときは、事業地別に販売物件のとりまとめ報告をすること。
- ② 報告にあたっては、販売物件の明細及び集計表を作成すること。
- ③ 間伐材等の販売代金については、公社の請求に基づき納付すること。

3 管理業務

(1) 森林経営計画の作成

令和9年度を始期として、公社分収林の経営方針、分収造林契約及び技術提案の内容等並びにその他関係法令に基づき、公社の指導監督及び監修のもと、新たな森林経営計画（属人計画）を作成し、提出すること。

なお、現行の森林経営計画については、森林整備等作業の実施に伴う各種諸手続きを適切に行うこと。

(2) 森林経営計画の進行管理

当該計画に基づく森林整備等作業の実施体制等を構築し、適切かつ円滑に実施すること。

なお、実施体制の構築にあたっては、各種作業に係る資格を取得している者又は研修終了者等を優先的に配置するとともに、地域の雇用創出に努めること。

(3) 造林地巡視

巡視の内容等については、公社が定める「公社造林地巡視業務委託要領」第7の「実施方法」、第8の「異常の通報」及び第9の「報告書の提出」のとおりとする。

(4) 経営計画検訂調査

① 一般的事項及び調査項目

公社が定める「公社造林地経営計画作成要領」第2の「一般事項」及び第3の「調査事項」のとおりとする。

なお、7次検訂以降については、航空レーザ解析データ等を活用するため、分収造林契約地の調査は行わないものとする。

② 報告

入力野帳、管理記録及び現況写真を提出すること。

(5) 造林地の管理

① 委託区域内に繁茂する支障木竹については、必要に応じて除去すること。

② 既設作業道等の軽微な補修については、必要に応じて実施すること。

③ その他必要に応じて、現地の対応を行うこと。

(6) 事業量

各事業年度の事業量については、次の事業計画及び予算等を勘案して決定する。

(単位：ha、m)

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
経営計画 検訂調査	860	983	641	840	179	3,503
造林地 巡視	6,694	6,864	6,694	6,864	6,694	33,809
除伐 (支障木処理)	3	3	3	3	3	15
作業道 補修	2,970	3,250	3,600	3,960	4,340	18,120
作業道 踏査	40,250	44,500	49,000	53,750	33,575	221,075

4 その他の業務

(1) 許可申請及び土地所有者等との各種交渉等

- ① 業務の遂行にあたり、森林法、自然公園法、文化財保護法等に係る許認可の取得については、公社との情報共有のもと、適時・適正な事前調整及び手続きを行うこと。
- ② 利用間伐及び作業道の整備に関しては、公社との情報共有のもと、土地所有者等利害関係者と適時・的確な事前調整を行うこと。
- ③ 業務区域内の災害等の発生に関しては、速やかに関係機関・団体・地元関係者へ報告するとともに、適時・的確に公社に対し協議・調整すること。

5 報告・提出事項

(1) 委託業務の組織人員体制等の報告

年度契約締結後、速やかに主任技術者の配置、組織人員体制、工程を作成し提出すること。

(2) 進捗状況等の報告

前月の森林整備等作業の進捗状況及び造林地巡視業務等の実施状況を報告すること。

(3) 業務完了報告

毎事業年度末日までに、当該事業年度に係る業務完了報告をすること。

6 次年度の業務内容の協議・調整及び契約

毎年度9月末までに、次年度の事業計画を提出し、当年度における業務の進捗状況等を踏まえて公社と協議・調整し、次年度の具体的な業務内容等を決定するものとする。

業務内容等を確定後、公社が提示する次年度委託料予算の限度額の範囲内において年度契約を締結する。

7 再委託

業務の施業・管理のうち、総体的な業務管理は受託者自ら行うことを原則とし、施業については公社に対して再委託承認を申請し、公社の書面による承認を得て、他の事業者にも再委託できるものとする。

ただし、再委託を行う場合は、当該業務を安全かつ的確に遂行するための必要な経験、資格等有する者を選定するものとする。

8 その他

- (1) 契約締結後、業務内容を変更する必要がある場合は、公社と受託者双方が協議の上、変更契約を締結する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、双方が協議して決定する。

用語の説明

用 語	説 明
公益的機能林	現状において収益の見込めない造林地を判定し、森林の持つ公益的機能を将来にわたって発揮できるよう県による管理に設定し、引き続き森林の機能を高める施業等を行っていくもの。
保育間伐	３５年生以下の造林地において、保育を目的とした間伐。
保育間伐（公益）	３５年生以下の公益的機能林において、保育を目的とした間伐。
利用間伐（切捨）	３６年生以上の造林地において、不良木、劣勢木等を対象とした切捨間伐。
利用間伐（公益）	３６年生以上の公益的機能林において、不良木、劣勢木等を対象とした切捨間伐。
利用間伐（搬出）	３６年生以上の造林地において、林木を収穫利用するため、林外へ搬出する間伐。